

第7回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年7月17日(火)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について  
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨  
の証明願について (申請件数 2件)
- 議案第3号 生産緑地法の買取申し出に伴う意見について  
(申請件数 1件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模の拡大について  
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条に係る会長専決処理について  
(申請件数 4件)
- 報告第2号 農地法第5条に係る会長専決処理について  
(申請件数 4件)

応召委員(12名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
10番	大口 貴司	11番	朝倉 庄吉郎
12番	奥住 雄一	13番	田代 敏夫

不応対委員(1名)

9番 高橋 文雄

職務のために出席 した者(事務局)	事務局長	古川 敦司
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	進藤 博

午後4時05分開会

議長  
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、  
誠にありがとうございます。

これより第7回農業委員会総会を開催いたします。本日

の出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、1番川島修委員、7番荒幡善政委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、ご説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の申請がございました。

相続人の住所、氏名、被相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで地目は山林及び畑になります。

理由は、平成29年12月28日申請人に父の死亡による相続であります。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項による相続人であることを求める証明でございます。

なお、本申請に際し藤野委員による、相続税納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用の内の要件が具備されている旨の報告が行われていることを申し添えます。

以上でございます。

議 長  
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしくをお願いいたします。

6 番  
(榎本 英雄君)

本日、午後2時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

申請地の農地でございますが①の農地は、シイタケの栽培及び栗の畑でした。②の農地は、茄子、里芋が栽培されており一部は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。以上の事から議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。  
はい、藤野委員

3番  
(藤野 政彦君)

申請者はいつでも農地を適正に管理している方ですのでよろしく願いいたします。

議長  
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし

議長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長  
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書を発行いたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明で

あります。

1 件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑及び山林になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成11年10月28日に相続し、前回調査は、平成27年7月15日になります。

2 件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年10月17日に相続し、前回調査は、平成27年6月15日になります。

以上でございます。

議 長  
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6 番  
(榎本 英雄君)

本日、午後2時から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地はブドウ及び夏野菜が栽培されておりました。②～④の農地は夏野菜が栽培されておりました。⑤⑥の農地は、ミカン園でした。⑦の農地はブドウが栽培されておりました。⑧の農地は里芋が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地はビニールハウスが1棟あり、里芋、ネギ、夏野菜が栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は里芋が栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議 長  
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

	はい、伊東委員
5 番 (伊東 誠司君)	1 番の申請地ですが、現地を確認しており問題はありませんでした。
2 番 (内野 晴夫君)	2 番の申請ですが問題はありませんでした。本人とも話しましたが、年齢的にきつくなってきたが今後も頑張っていくとのことでした。
議 長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委 員	なし。
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (田代 敏夫君)	ありがとうございます。異議ないようですので議案第 2 号につきましては、証明書を発行いたします。 次に議案第 3 号「生産緑地法の買取申し出に伴う意見について」1 件あります。事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (本木 豊君)	それでは御説明いたします。 平成 3 0 年 6 月 1 2 日付で市長より照会があり、主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別紙の診断書のとおりとなっております。また、6 月 2 1 日に申し出者と面談を実施しております。 以上でございます。
議 長 (田代 敏夫君)	ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部会長に報告していただきます。 それでは榎本部会長よろしく願いいたします。

6 番  
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地法の買取申し出に伴う意見について」1件ございます。

申請地の農地でございますが、サツマ、トマト、ネギ等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

以上のことから議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいと思われます。

議 長  
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、川島委員

1 番  
(川島 修君)

申請につきまして6月21日田代会長、石川職務代理、榎本土地利用部会長、事務局、と私で事前調査を行いました。申請人は視力があまりなく、農作物と雑草との見分けが難しく、また、息子も病弱で農業ができない状態とのことでした。

議 長  
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第3号につきましては、主たる農業従事者であると都市計画課には報告したいと思います、御異議ございませんか。

委 員

異議なし

議 長  
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。それでは議案第3号につきましては、主たる農業従事者であると都市計画課に報告いたします。

次に議案第4号「農用地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」1件有ります。事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それではご説明いたします。  
議案第4号農用地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」1件ございます。  
権利の設定を受ける者、利用権の設定をするものについては、記載のとおりとなります。設定期間は平成30年8月1日から平成35年3月31日までです。  
以上でございます。

議長  
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行っております。その結果を榎本部会長に報告していただきます。  
なお、本件は、奥住委員の申請になりますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき奥住委員は発言を控えてください、それでは榎本部会長、よろしく願いいたします。

6番  
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催しまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。  
議案第4号「農用地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」1件あります。  
申請地の農地でございますが、全て作付け準備中でした。以上のことから議案第4号につきましては承認してよろしいかと思われま。

議長  
(田代 敏夫君)

報告は終わりました、御意見等ございましたら伺います。

委員

なし

議長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地利用集積計画に基づく規模拡大については」承認したいと思います。異議ございませんか。

委員

異議なし

議長  
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

事務局  
(本木 豊君)

次に報告第2号「農地法第4条に係る会長専決処理について」4件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

報告第1号農地法第4条に係る会長専決について4件ございます。

本件は、同法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出であります。

1件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は道路でございます。

2件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は宅地拡張でございます。

3件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は共同住宅でございます。

4件目 届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は分譲住宅でございます。

以上でございます

議長  
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、榎本委員。

6番  
(榎本 英雄君)

1番につきまして現地を確認しております。現地は道路になっておりました。

10番  
(大口 貴司君)

2番につきまして現地確認をしております。特に問題はありませんでした。

議長  
(田代 敏夫君)

3番、4番につきましては、宅地にする準備を始めておりました。

他に御意見等ございませんか。



委員	なし
議長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条に係る会長専決について」は終了いたします。 次に報告第2号「農地法第5条に係る会長専決処理について」8件あります。事務局より説明いたさせます。
事務局 (本木 豊君)	それでは御説明いたします。 報告第2号農地法第5条に係る会長専決について4件ございます。 本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。 1件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は敷地拡張でございます。 2件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。 3件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅でございます。 4件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。 以上でございます。
議長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、藤野委員
3番 (藤野 政彦君)	1番につきましてはすでに敷地の一部になっております。申請者の関係は、叔父、甥になります。
1番 (川島 修君)	2番につきましては現地確認をしております。
議長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条に係る会長専決について」は終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第7回総会を終了いたします。

大変ご苦労様でした。

午後4時29分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成30年7月15日

会 長 田 代 敏 夫 ⑩

署名委員 川 島 修 ⑩

署名委員 荒 幡 善 政 ⑩